

群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科博士論文審査に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は群馬県立県民健康科学大学大学院学則第33条第3項の規定に基づき、群馬県立県民健康科学大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）における博士の学位論文審査に関し必要な事項を定める。

(審査委員会)

第2条 博士論文研究計画審査願及び博士論文審査願が受理された場合、本研究科の研究科教授会は博士論文研究計画書の審査を行うため審査委員4名、博士論文の審査及び最終試験を行うため、審査委員3名からなる審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会の構成員は、計画審査においては研究科教授会が承認した4名の研究科教員を充てるものとし、研究指導教員1名を含むこととする。また、論文審査及び最終試験においては研究科教授会が承認した3名の研究科教員を充てるものとし、研究指導教員は含まないものとする。
- 3 研究科教授会が必要と認めたときは、前項の審査委員に加え、他大学の研究者1名、あるいは専門の異なる研究者1名を加えることができる。

(審査方法)

第3条 審査は、前条で研究科教授会が承認した審査委員が個別に研究計画書及び申請された論文審査を行うものとする。

- 2 審査基準は別に定める。
- 3 審査に伴う各審査委員の配点は等分とする。
- 4 論文審査は予備審査を経て行うものとする。

(最終試験)

第4条 審査委員会は、提出された博士論文の内容及び看護学に関する幅広い知識及び学力について最終試験を行う。

- 2 最終試験は、口述又は筆記により行う。また、公開論文発表会を開催するものとする。

(審査委員会の報告)

第5条 審査委員会は、博士論文の審査及び最終試験の結果について、文書で研究科教授会に報告しなければならない。

(博士論文審査判定会議)

第6条 研究科教授会は、前条の報告に基づいて審議し、博士論文の審査と最終試験の可否について議決する。

- 2 前項の議決をするためには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科長の報告)

第7条 研究科教授会が前条の議決をしたときは、研究科長はその結果をすみやかに、文書で学長に報告しなければならない。

(その他)

第8条 学位論文の提出時期及び審査時期その他審査に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。